

日調連発第72号
平成20年6月19日

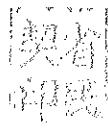
各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する
「基本三角点等」として取り扱うことについて（通知）

標記について、当職から法務省民事局長へ照会したところ、この度、別紙のとおり回答がありましたので、通知します。

なお、当職からの照会内容は、回答中の「別紙甲号」であることを申し添えさせていただきます。



法務省民二第1669号

平成20年6月12日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 松 岡 直 武 殿

法務省民事局長 倉 吉

敬



登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて（回答）

平成20年6月6日付け日調連発第62号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

法務省民二第1670号

平成20年6月12日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり日本土地家屋調査士会連合会会長から民事局長あてに照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

日調連発第62号
平成20年6月6日

法務省民事局長 倉吉 敬 殿

日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武



登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する
「基本三角点等」として取り扱うことについて（照会）

平素は、当連合会の会務運営に対しまして、御指導賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士等」という。）は、公共基準点の整備されていない地域等において一筆地測量の与点として使用するための点（以下「登記基準点」という。）を数多く自ら設置し、管理しています。これら登記基準点は、全国的に多数存在するものの、当連合会の調査によれば、多くの登記基準点が公共基準点としての位置付けがされていない実態があります。

ところで、平成17年3月7日に不動産登記法（平成16年法律第123号）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号、以下「規則」という。）が施行され、地積測量図には、特別な事情のある場合を除いて、近傍の「基本三角点等」に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録することが原則化されました（規則第10条第3項、第77条第1項第7号）。

したがって、公共基準点としての位置付けのない登記基準点は、任意の点にすぎず、近傍に基本三角点等がない場合に恒久的地物に基づく測量の成果として用いられることはあっても、無条件に登記基準点を公共基準点に準ずるものとして扱うことには問題があります。

しかしながら、登記基準点は、公共基準点が整備されていない地域にあって事実上の公共基準点として利用されてきた実態があり、地域によっては、公共基準点と同様に登記基準点網が整備され、維持管理がされていることを考慮すれば、一定の要件を満たす登記基準点については、測量法上の公共基準点ではないものの、規則第10条第3項にいう「基本三角点等」に該当するものとして、測量法（昭和24年法律第188号）第2章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証され、若しくは同条第5項の規定によ

り指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点として取り扱うことができるものと解されます。

当連合会では、関係機関と協議を重ね、この度、土地家屋調査士等が設置した登記基準点及びその他の一筆地測量の与点として使用するための点を「基本三角点等」として取り扱うことのできるための要件及びその認定手続を別紙のとおり策定いたしました。

つきましては、登記官において、当連合会が認定をした登記基準点を規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」として取り扱っていただくことの可否につき照会いたします。

なお、差し支えない場合には、その旨各法務局・地方法務局へ通知していただきますようお願い申し上げます。

【手続の骨子】（別添 9 参照）

- 1 土地家屋調査士等は、日本土地家屋調査士会登記基準点評価委員会（以下「評価委員会」という。別添 1 参照）に登記基準点測量作業規程（別添 6 参照）に基づき設置した登記基準点の認定申請（別添 3 参照）をすることができる。
- 2 認定申請は、各土地家屋調査士会を経由しなければならない。
- 3 評価委員会は、第三者検定機関に成果の検定を委託しなければならない。
- 4 評価委員会は、第三者検定機関の検定の結果等を踏まえ、登記基準点を認定することができる。
- 5 評価委員会は、申請者及び法務省に登記基準点の認定結果を通知する。

別添 1 「日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程」

別添 2 「日本土地家屋調査士会連合会登記基準点有識者協議会規程」

別添 3 「登記基準点認定規程」

別添 4 「付録登記基準点認定規程標準様式」

別添 5 「登記基準点管理規程」

別添 6 「登記基準点測量作業規程」

別添 7 「登記基準点測量作業規程運用基準」

別添 8 「登記基準点測量作業規程運用基準別表」

別添 9 「登記基準点認定手続フロー図」

法務省民二第1669号

平成20年6月12日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 松 岡 直 武 殿

法務省民事局長 倉 吉 敬



登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて（回答）

平成20年6月6日付け日調連発第62号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。